

デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書

令和6年4月1日 制定
(下水道河川局 技術監理課)

1 適用

この仕様書は、工事写真撮影において被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報を電子的に記入し、現場撮影の省力化、写真整理の効率化に加え、工事写真の改ざん防止機能の向上を図ることを目的とした「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」(以下小黒板の電子化) の対象となる工事に適用する。

2 小黒板の電子化の実施

請負人が工事写真の全部又は一部について小黒板の電子化を希望する場合は、事前に監督員の承諾を得たうえで実施すること。

3 使用機器及びソフトウェア

小黒板の電子化に使用する機器及びソフトウェア等は、請負人が選定、調達を行うものとする。選定にあたっては、次の各号に示す要件を満たすものとし、使用前に監督員に提示すること。

- (1) 写真管理基準等※に示す小黒板に記載する項目を電子的に記入ができること。
- (2) 「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」に記載されている技術を使用した信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有すること。使用機器の事例として、

URL 「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」

に記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。
なお、使用機器についてこの事例からの選定を指定するものではない。

4 情報の電子的記入

請負人は、前条第1項の機器を使用して工事写真を撮影する場合は、写真管理基準等※に示す小黒板に記載する必要事項について電子的記入を行い、画像として被写体と一緒に記録することができる。

5 情報の電子的記入の取扱い

前条の規定による小黒板の電子化にともなう情報の電子的記入は、横浜市の「デジタル写真管理情報基準」に定める写真の編集には該当しないものとする。

6 信憑性の確認

請負人は、前4項の規定により撮影した工事写真を電子納品するときは、写真の信憑性がチェック可能な写真管理ソフトウェア若しくは工事写真ビューアソフト等を用いて、工事写真の信憑性を確認し、その結果を併せて監督員に提出しなければならない。

※写真管理基準等

以下の該当する工事写真撮影に関する基準

「土木工事（下水道）施工管理基準（III 写真管理基準）」

「現場施工写真撮影要領（下水道機械・電気設備用）」

「土木工事施工管理基準」